

平成27年第3回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p data-bbox="357 551 879 584"><b>三鷹市特定個人情報保護条例（制定）</b></p> <hr/> <p data-bbox="357 692 480 725">1 目的</p> <p data-bbox="389 741 1359 909">特定個人情報の開示請求等の権利を保障するとともに、特定個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずることにより、特定個人情報を保護し、もって市民の基本的人権を守ることを目的とすることとした。</p> <p data-bbox="357 925 1027 958">2 特定個人情報の収集、保管及び提供の制限</p> <p data-bbox="389 974 1359 1189">実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。以下同じ。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、保管し、又は提供してはならないこととした。</p> <p data-bbox="357 1205 740 1238">3 特定個人情報保護評価</p> <p data-bbox="389 1254 1331 1330">特定個人情報取扱事務に特定個人情報ファイルを用いる場合は、特定個人情報保護評価を実施しなければならないこととした。</p> <p data-bbox="357 1346 995 1379">4 開示、訂正、削除及び利用等中止の請求</p> <p data-bbox="389 1395 1359 1471">(1) 何人も、実施機関に対し、自己に係る特定個人情報の開示、訂正、削除及び利用等中止の請求をすることができることとした。</p> <p data-bbox="389 1487 1359 1749">(2) 何人も、実施機関に対し、自己に係る特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の削除について、特定個人情報を所掌事務の範囲を超えて保管等をしているとき、収集制限若しくは保管制限に違反しているとき、保有するの必要なくなった特定個人情報を保有しているとき、又はファイル作成制限に違反しているときは、請求ができることとした。</p> <p data-bbox="389 1765 1359 1890">(3) 何人も、実施機関に対し、自己に係る特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用等中止について、利用制限に違反しているとき、又は提供制限に違反しているときは、請求ができることとした。</p> <p data-bbox="389 1906 1359 1982">(4) (1)から(3)までの請求については、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人による請求も認めることとした。</p>

	<p>5 救済手続  実施機関は、開示請求に対する決定について、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、不服申立てが不適法であり、却下するとき等を除き、速やかに審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てについての裁決又は決定をしなければならないこととした。</p> <p>6 事務の委託等  (1) 実施機関は、特定個人情報を処理する事務を外部に委託するときは、特定個人情報の保護を図るため、必要かつ適切な監督を行わなければならないこととした。  (2) 受託者は、実施機関の許諾を得た場合に限り、受託した当該特定個人情報を処理する事務の全部又は一部を第三者に再委託することができることとした。</p> <p>7 罰則  三鷹市個人情報保護審査会委員及び三鷹市個人情報保護委員会委員が、職務上知り得た特定個人情報に係る秘密を漏らした場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとした。</p> <p>8 その他定義、実施機関の責務、結合の制限、事業者への調査、指導等について定めることとした。</p> <p>9 施行期日  平成27年10月5日</p>
2	<p><b>三鷹市個人情報保護条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、同法及び関係条例との整合を図るため、所要の規定を整備することとした。  (1) 定義の見直し  「個人情報」の定義に「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を含めることとした。  (2) 個人情報の届出単位の見直し  実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。以下同じ。）</p>

	<p>が個人情報の保管等に係る事務を新たに開始しようとするときは、事務単位で市長に届け出なければならないこととした。</p> <p>(3) 個人情報の開示等の請求をできる者の追加      法定代理人に加えて、本人の委任による代理人による個人情報の開示等の請求を認めることとした。</p> <p>(4) 非開示情報の追加      三鷹市情報公開条例の規定に合わせて、「法人情報」を非開示情報に加えるとともに、国、他の地方公共団体等との協力関係情報や意思形成過程情報等の「市政運営情報」を非開示情報に加えることとした。</p> <p>(5) 事務の再委託に係る規定の新設      受託者は、実施機関の許諾を得た場合に限り、受託した当該個人情報を処理する事務の全部又は一部を第三者に再委託することができることとした。</p> <p>2 その他提供の制限、訂正の請求、削除の請求、請求手続、開示請求に対する決定等について、規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日      平成 27 年 10 月 5 日。ただし、1 (2) は平成 28 年 10 月 1 日</p>
<p>3</p>	<p><b>三鷹市常勤の特別職職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会委員長と教育長を一本化した常勤特別職である新たな教育長を置くこととなったため、次のとおり所要の改正を行うこととした。</p> <p>1 題名の改正      題名を「三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例」に改めることとした。</p> <p>2 特別職職員の追加      特別職職員の規定に教育長を加えることとした。</p> <p>3 職務専念義務の特例</p>

	<p>教育長の職務に専念する義務の特例については、三鷹市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の例によることとした。</p> <p>4 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成27年10月 1 日</p> <p>(2) 三鷹市教育委員会教育長の給与及び旅費支給条例の廃止 三鷹市教育委員会教育長の給与及び旅費支給条例を廃止することとした。</p> <p>(3) 三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正 ア 教育委員会委員長の報酬月額の規定を削除することとした。 イ その他規定を整備することとした。</p>
<p>4</p>	<p><b>三鷹市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 所掌事項の追加 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、三鷹市特別職報酬等審議会の所掌事項に教育長を加えることとした。</p> <p>2 施行期日 平成27年10月 1 日</p>
<p>5</p>	<p><b>三鷹市手数料条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 手数料を徴収する事務の追加</p> <p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」という。)の規定による通知カードの再交付について、手数料(1件500円)を定めることとした。</p> <p>(2) 法の規定による個人番号カードの再交付について、手数料(1件800円)を定めることとした。</p>

	<p>2 手数料を徴収する事務の廃止 個人番号カードの交付に伴い住民基本台帳カードを交付しないこととなるため、住民基本台帳カードの交付事務に係る手数料を廃止することとした。</p> <p>3 個人番号を記載した住民票の写しの交付手数料に関する経過措置 窓口における住民票の交付手数料について、窓口において次のいずれかを提示した者が個人番号を記載した住民票の写しの交付を求める場合、この条例の施行の日から規則で定める日までの間、窓口における交付手数料300円を自動交付機又は多機能端末機（以下「自動交付機等」という。）により交付する手数料と同額の200円とすることとした。</p> <p>(1) 市民カード又は住民基本台帳カード（自動交付機等により住民票の写しの交付を受けることが可能であるものに限る。）</p> <p>(2) 個人番号カード（自動交付機等により住民票の写しの交付を受けることが可能であるものに限る。）</p> <p>4 施行期日 平成27年10月5日。ただし、1(2)、2及び3(2)は平成28年1月1日</p>
6	<p><b>三鷹市心身障がい者福祉手当条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 特定疾患手当の支給対象の削除 市が独自に支給対象としていた「點頭てんかん」について、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による特定医療費の支給対象となったため、規定を整備することとした。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 公布の日。適用は、平成27年7月1日</p> <p>(2) 経過措置 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定により、特定疾患手当の支給対象である「點頭てんかん」の支給要件に該当し、同手当を受給している者については、改正後の条例の規定による</p>

	<p>特定疾患手当の支給対象に該当しない場合に限り、平成27年7月から同年11月までの月分の手当を支給することができることとした。</p>
7	<p><b>新川防災公園（仮称）の公園施設等の取得に係る予定価格の変更について</b></p> <hr/> <p>1 取得予定価格の変更  新川防災公園（仮称）の公園施設等の取得について、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、三鷹市に代わって施行している独立行政法人都市再生機構が発注した建設工事等の請負契約書第25条第6項に規定するインフレスライド条項の適用等により事業費を増額する必要が生じたため、三鷹市民センター周辺地区防災公園街区整備事業に関する基本協定書に基づき、次のとおり取得予定価格を変更することとした。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">変更前 57億600万円</span>      →      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">変更後 57億9,189万8,000円</span> </p>
8	<p><b>調停の申立て等について</b></p> <hr/> <p>平成10年10月に三立電子工業株式会社から三鷹市が寄附（贈与）を受けた建物の一部について、同社代表取締役であった寄附者の一代に限り本件不動産の無償使用を認める趣旨で三鷹市と寄附者との間で覚書を締結して使用を認めていたが、寄附者が平成23年8月に亡くなった以降も返還がなされないため、さんりつ株式会社（平成18年6月に「三立電子工業株式会社」から社名変更）に対して本件不動産の速やかな返還を求めるため、裁判所に民事調停を申し立てることとした。</p> <p>1 申立ての相手方  東京都三鷹市  さんりつ株式会社</p>

	<p>2 申立ての趣旨 三鷹市は、相手方に対し、平成10年10月7日付け覚書に基づき、本件不動産の速やかな返還を求め、調停を申し立てる。</p> <p>3 三鷹市は、この調停において目的を達成することができない場合又は必要があると認める場合には、裁判所に本件不動産の明渡請求訴訟を提起することができることとした。</p>
9	平成27年度三鷹市一般会計補正予算（第2号）
10	平成26年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について
11	平成26年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
12	平成26年度三鷹市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
13	平成26年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
14	平成26年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
15	平成26年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

## ○ 特記事項

- (1) 名誉市民の推挙について（1件）
- (2) 教育長の任命について（1件）
- (3) 教育委員会委員の任命について（2件）
- (4) 総合オンブズマンの委嘱について（2件）
- (5) 「新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業に係る多機能複合施設(仮称)の整備に関する委託契約の締結について」に係る契約の金額の変更について